

## **社会福祉法人 青山里会 四日市福祉専門学校 オンライン研修 利用規約**

社会福祉法人青山里会四日市福祉専門学校（以下、「当校」という。）が配信するオンラインによる研修（以下「本研修」）の利用について定める。

### **第1条 本研修利用のための視聴環境等**

本研修を受講するにあたり、必要な視聴環境（パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等）は、受講者（申込者で、本研修の受講が決定された者をいう。）の負担及び責任において準備及び維持するものとする。

### **第2条 ログイン用 ID 及びパスコードの管理**

- 1 当校は、各受講者に1人分のログイン用 ID 及びパスコードを本研修開催の前日までに発行する。
- 2 受講者は、ログイン用 ID 及びパスコードを用いることによってのみ本研修を利用できるものとする。
- 3 受講者は、ログイン用 ID 及びパスコードが第三者に漏洩しないよう管理し、ログイン用 ID 及びパスコードが第三者に漏洩してしまった場合、直ちにその旨を当校へ連絡するものとする。

### **第3条 権利・帰属・著作権**

- 1 当校が本研修で提供する研修内容に対する著作権は、当校または正当な権利を有する権利者（講師等）に帰属され、受講者による次の各号の行為を禁止する。
  - (1) 本研修で提供される研修内容の一部又は全部を当校に無断で録画・転載する行為
  - (2) 本研修で提供される研修内容の一部又は全部を当校に無断で改変、若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載する行為
  - (3) その他当校に帰属する著作権を侵害する行為
  - (4) 本研修で当校が発行したログイン用 ID 及びパスコードを貸与、名義変更、譲渡、売買等する行為
- 2 受講者による前項各号のいずれかに該当する行為があった場合、当校は、受講者に対し、本研修の利用を停止する。
- 3 受講者による前項各号のいずれかに該当する行為により、第三者、当校に損害が生じた際には、受講者の責任とする。

### **第4条 利用の停止**

- 1 受講者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当校は、事前に通知又は催告することなく、当該受講者による本研修の利用を一時的に停止し、または全停止することができる。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 当校に提供した申込みの記載事項の全部、又は一部に虚偽があった場合
  - (3) その他、当校が受講者による本研修の利用継続が適当ないと判断した場合
- 2 当校は、前項に基づき当校が行った行為により受講者・第三者に生じた障害について、一切の責任を負わない。

### **第5条 免責事項**

- 1 当校は、本研修の利用により生じた受講者の損害について、一切賠償の責任を負わないものとする。

- 2 受講者が、本研修を利用することにより他人に対して損害を与えた場合、受講者の責任により解決するものとする。
- 3 当校は、受講者の通信回線、コンピューターの障害による本システムの中止、遅滞及び中止等により生じた障害について、一切の責任を負わないものとする。

## 第6条 本研修の内容の変更、終了

- 1 本研修は、当校の都合により、その内容を変更し、または提供を終了することがある。当校が本研修の提供を終了する場合、当校は受講者に事前に通知する。
- 2 当校は、前項の措置に基づき、受講者が視聴できなくなった本研修の受講料を返金する。
- 3 当校は、第1項の措置に基づき受講者が被った本研修の受講料以外の損害について一切の責任を負わないものとする。

## 第7条 禁止事項

- 1 受講者は、本研修の利用にあたり、以下の各号のいずれかに概要する行為を禁止する。
  - (1) 法令に違反する行為、又は犯罪行為に関連する行為
  - (2) 当校及び本研修の講師その他関係者に対する詐欺又は脅迫行為
  - (3) 公序良俗に反する行為
  - (4) 当校及び本研修の講師その他関係者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利害を損害する行為
  - (5) 本研修の運営を妨害するおそれのある行為
  - (6) 当校のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスする、又は不正なアクセスを試みる行為
  - (7) 第三者に成りますます行為
  - (8) 本研修の他の受講者のID又はパスコードを利用する行為
  - (9) 本研修の他の受講者の情報収集及び個人情報を漏洩する行為
  - (10) 当校及び本研修の講師その他関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
  - (11) 反社会的勢力等への利益供与
  - (12) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
  - (13) その他、当校が不適切と判断する行為

## 第8条 受講者による受講の辞退

受講者は、受講者自身の都合等により受講を辞退する場合は、辞退届を提出しなければならない。本研修を受講者の自己都合により視聴しなかった場合、受講料は返金しない。

## 第9条 規約外の定め

- 1 第2条、第3条、第7条のいずれかに該当することにより当校が損害を被った場合、当校は利用契約の解除の有無にかかわらず、当該利用者に対して、被った損害の賠償を請求できるものとする。
- 2 この利用規約に定めない事項については、民法等の法令による他、受講者と当校との間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

(令和3年3月31日制定)